

世田谷区プレミアム付商品券取扱店 募集登録要領

世田谷区では、消費税・地方消費税の10%への引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

1. 商品券事業概要

- (1) 名称 世田谷区プレミアム付商品券
- (2) 発行者 世田谷区
- (3) 発行予定額 最大約37億円
- (4) 発行部数 最大約74万冊（1冊：券面500円×10枚綴り）
- (5) 販売価格 1冊4,000円で販売（1冊5,000円分）
※プレミアム率25%
- (6) 購入限度冊数 購入引換券1枚につき5冊（25,000円分）まで
※冊単位の分割購入可
- (7) 購入可能期間 2019年9月24日～2020年2月29日
- (8) 使用可能期間 2019年10月1日～2020年3月31日
- (9) 購入対象者 約15万人
 - ①2019年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、及び生活保護被保護者等を除く。）
 - ②2016年4月2日～2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

2. 取扱における遵守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 商品券面額以下の利用であってもお釣りは出すことができない。
- (4) 使用可能期間を過ぎた商品券は利用することができない。

3. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係るもの
- (7) 出資及び債務の弁済
- (8) 土地や家屋の購入等、不動産に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや法令又は公序良俗に反するもの
- (10) その他区長が不相当と認めるもの

4. 取扱店資格

世田谷区内で小売、飲食、サービス、医療、介護など区民が日常的に利用することができる事業者（区をまたぐ商店街のエリア内であれば区外でも対象）ただし、次の事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当する事業者
- (2) 世田谷区暴力団排除活動推進条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団関係者、暴力団等から（又は暴力団等へ）出資等資金提供を受けている（又はしている）事業者
- (3) 特定の宗教又は政治活動と関わる場合や業務の内容が法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) その他区長が不相当と認める営業を行っている事業者

5. 取扱店の責務等

- (1) 商品券面額に利用が満たない場合、釣銭は支払わないで下さい。また、不足分は現金等で受け取ってください。
- (2) 「3. 商品券の利用対象とならないもの」に記載があるものへの利用は行わないで下さい。
- (3) 取扱店であることが明確になるよう、区が提供するステッカー・ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (4) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを十分に確認してください。なお、偽造防止ホログラムが無い、デザイン・色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と思われる場合は、商品券の受取を拒否すると共に、その事実を世田谷区プレミアム付商品券取扱店募集事務局まで速やかに報告して下さい。
- (5) 商品券が大量かつ不自然に持ち込まれた場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに世田谷区プレミアム付商品券取扱店募集事務局まで報告して下さい。
- (6) 商品券を受け取った後、再流出を防止するため商品券右端を切り取り無効線に沿ってもぎって下さい。既にもぎられている商品券は受取を拒否して下さい。
- (7) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- (8) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供時の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (9) 取扱店自らの事実上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないで下さい。
- (10) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店責務とします。
- (11) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (12) 使用可能期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (13) 商品券の盗難・紛失・滅失・汚損・毀損等については、発行者はその責任を負いません。
- (14) 世田谷区暴力団排除活動推進条例を遵守して下さい。

6. 取扱店登録申請手続き

(1) 申請方法

本要領に同意のうえ、世田谷区プレミアム付商品券取扱店申請登録用ホームページの入力フォームにてご申請いただくか、別紙「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、世田谷区プレミアム付商品券取扱店募集事務局までFAX又は郵送で申請して下さい。なお、FAXの方はFAX到着確認を必ず行ってください。※世田谷区商店街連合会が実施しているプレミアム10%付区内共通商品券の取扱がある事業者は申請不要です。

世田谷区プレミアム付商品券取扱店登録申請用ホームページ
<https://setagaya-premiumshohinken.net/>

(2) 申請期間

①2019年7月1日から2019年8月2日まで

②2019年8月3日から2020年3月15日まで

※①の期間に申請いただいた取扱店は、商品券購入対象者へ配布する取扱店冊子に掲載します。

②の期間において申請される場合、ホームページからの登録申請は2019年12月31日までです。

それ以降の申請はFAX又は郵送でご提出ください。

(3) 申請後の審査・登録

申請のあった事業者は、審査を経て、取扱店として登録します。登録した場合には後日、「取扱店登録証」、「取扱店マニュアル」、「ステッカー等の掲示物」、「換金申込書（取扱店コード印字）」などを送付します。

※①の期間に申請いただいた場合は9月中旬頃、②の期間に申請いただいた場合は9月中旬以降に随時お送りします。

(4) その他

①登録料はかかりません。

②原則、個別の店舗ごとに申し込んで下さい。世田谷区内に複数の店舗があっても、店舗ごとに登録申請してください。

③原則、複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込はできません。個別のテナントごとに登録申請してください。

④登録後に変更事項がある場合については、事務局までご連絡ください。

⑤取扱店の情報（店舗名称、所在地、業種等）はホームページ等に掲載し、広く周知を図ります。また、プレミアム付商品券事業に係る管理、利用者及び指定金融機関等への案内・情報提供に利用します。

7. 換金について

(1) 換金条件

使用済みの商品券を換金するためには、区内信用金庫等の区が指定する金融機関での口座開設が必要です。（既に口座をお持ちの方はそちらを活用いただけます。）

区指定金融機関・本支店の詳細については次のとおりです。〔金融機関名（ ）は本支店名〕

昭和信用金庫（本店／三軒茶屋／経堂／烏山／明大前／八幡山／池の上／下高井戸／代田橋／上北沢／桜上水）

世田谷信用金庫（本店／池尻／船橋／若林／用賀／玉川／区役所前／等々力／駒沢／烏山）

城南信用金庫（駒沢／駒沢支店桜新町出張所／砧／奥沢／玉川／経堂／世田谷／三宿／瀬田／祖師谷／深沢／用賀／

等々力／桜上水） きらぼし銀行（九品仏） 東京シティ信用金庫（玉川／豪徳寺） 芝信用金庫（桜新町／

尾山台／代沢／深沢） 目黒信用金庫（梅丘） 全東栄信用組合（世田谷） 共立信用組合（用賀）

大東京信用組合（三軒茶屋／駒沢） 東京中央農業協同組合（千歳／烏山／芦花／船橋／砧／山野／鎌田）

(2) 換金方法

取扱店は「換金申込書（取扱店コード印字）」に必要事項を記入し、使用済み商品券及び通帳とともに口座をお持ちの指定金融機関に持参してください。なお、「換金申込書(取扱店コード印字)」は事務局より後日送付します。

※指定金融機関に据置いている取扱店コードの印字が無い換金申込書を使用して換金する場合は、「取扱店登録証」を必ず持参してください。

(3) 換金請求期間

2019年10月1日から2020年4月15日まで

※期間経過後の換金には一切応じられません。

※指定金融機関の営業日（窓口のみ）の対応になります。

(4) 換金手数料

⇒無料

(5) 入金スケジュール

原則、換金申込日に換金額が入金されます。

（ただし、多量の商品券の換金申込があった場合や、金融機関の営業時間終了間際に持ち込んだ場合などを除く）

(6) 注意事項

換金にあたって、一度に多量の商品券（例えば2,000枚を超える枚数）をまとめて金融機関に持ち込むのはお控えください。

※その他、換金時の注意事項は取扱店マニュアルに掲載しますので、換金の際はマニュアルに従って対応してください。

8. 取扱店の登録取消等

本要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消します。また、違反により損害金が発生した場合、区は賠償請求することができます。

9. その他留意事項

(1) 本要領に記載されていない事項については、必要に応じ定めます。

(2) 本要領を含む当事業の取扱に追加・変更があった場合は、区及び取扱店登録申請用ホームページ等でお知らせします。

(3) その他、事務局より後日お送りする「取扱店マニュアル」をよくご確認ください。

■ 問い合わせ・申請書提出先

世田谷区プレミアム付商品券取扱店募集事務局

〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 2F 電話：03-5787-5566 FAX：03-3410-1651